

基本目標 3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備

施策の方向1. 安心して暮らせる男女の健康支援

現状と課題

住民アンケート調査結果によると、日常生活での不満、悩み、苦勞、ストレス【図表 10-1】については、60歳未満の方においては、ある・多少あると回答された人が6割以上となっています。その原因【図表 10-2】については、60歳未満の男性では「仕事関係の問題」、60歳未満の女性では「家庭問題」が多くなっています。また、60歳以上では、男女とも「健康問題」が多くなっています。

男女が互いの身体的性差を理解し尊重しあいながら、ともに健やかに安心して暮らすことは、男女共同参画社会形成の大前提となります。ライフステージに合わせて、男女それぞれが直面する健康上の問題について、互いに理解し、すべての人が生涯をつうじて健康に暮らせるよう、健康をあらゆる面から支援する必要があります。

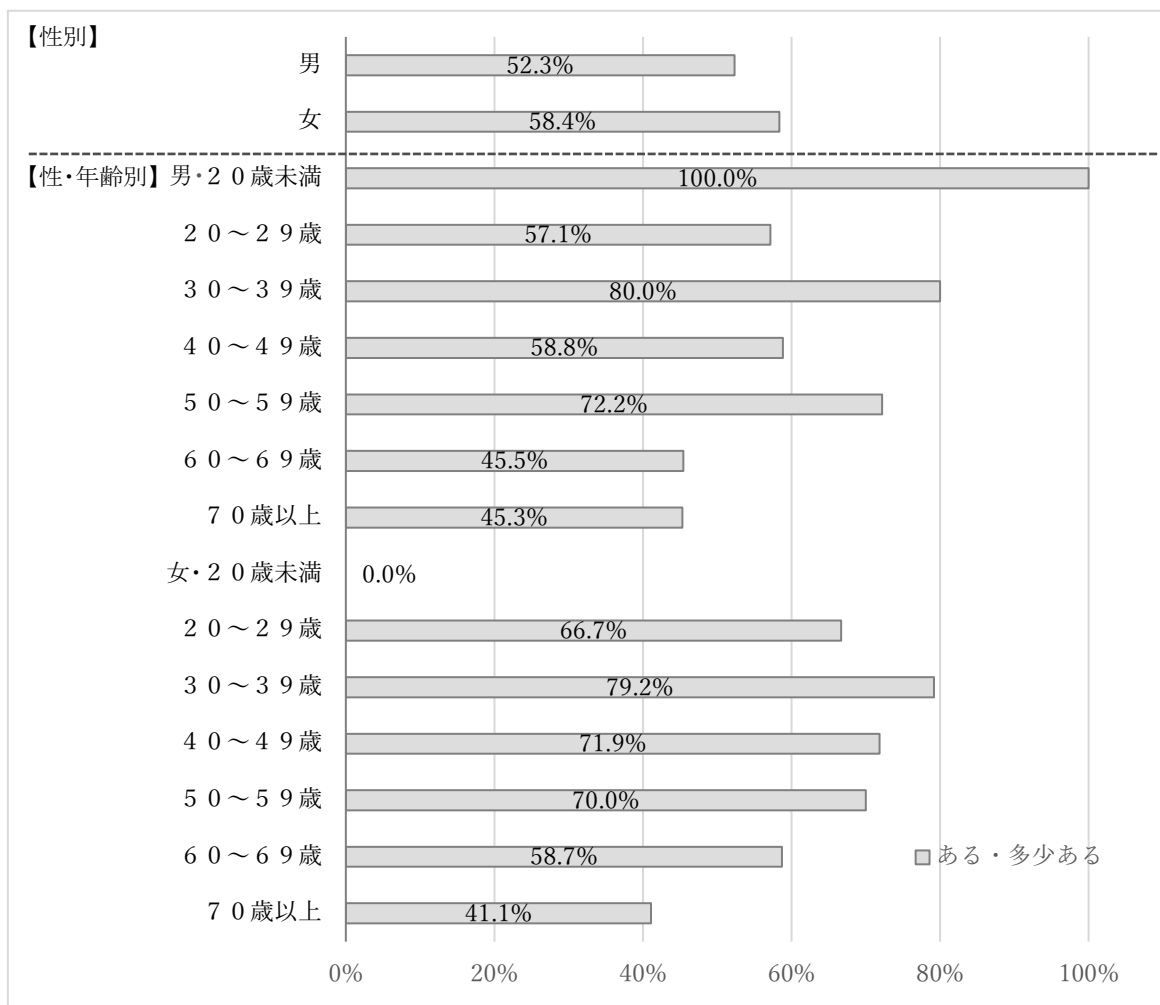
特に、女性は、妊娠出産等の女性特有の健康上の問題があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）¹²という考えにより、女性には妊娠や出産を自ら決める権利があります。すべての女性が生涯をつうじて、健康のために自らのからだについて正しい知識を持ち、健康管理ができるよう支援し、また、周囲も女性特有の問題を理解し、女性の思いを尊重する必要があります。



¹² リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利） 女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

第4章 計画の内容（基本目標3）

図表 10-1 日常生活での不満，悩み，苦勞，ストレスのある人



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）



図表 10-2 日常生活での不満、悩み、苦勞、ストレスの原因

		無回答	家庭問題	健康問題	経済的な問題	仕事関係の問題	男女問題	学校問題	その他
男		3.3%	18.9%	46.7%	6.7%	40.0%	3.3%	2.2%	8.9%
女		7.0%	48.8%	42.6%	22.5%	21.7%	5.4%	3.9%	17.1%
男	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	20～29歳	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%
	30～39歳	0.0%	25.0%	62.5%	25.0%	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%
	40～49歳	0.0%	20.0%	10.0%	0.0%	90.0%	0.0%	10.0%	10.0%
	50～59歳	7.7%	15.4%	7.7%	23.1%	61.5%	7.7%	0.0%	7.7%
	60～69歳	4.0%	16.0%	52.0%	4.0%	28.0%	4.0%	0.0%	4.0%
	70歳以上	3.4%	20.7%	75.9%	0.0%	13.8%	0.0%	0.0%	13.8%
女	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20～29歳	0.0%	33.3%	50.0%	50.0%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%
	30～39歳	0.0%	73.7%	42.1%	42.1%	21.1%	21.1%	5.3%	10.5%
	40～49歳	0.0%	56.5%	26.1%	34.8%	52.2%	4.3%	17.4%	17.4%
	50～59歳	57.1%	57.1%	21.4%	28.6%	35.7%	0.0%	0.0%	14.3%
	60～69歳	0.0%	43.2%	51.4%	10.8%	8.1%	2.7%	0.0%	16.2%
	70歳以上	3.3%	33.3%	53.3%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	26.7%

資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①健康保持・増進のための支援

男女が自らの健康保持のために、積極的に体力向上等の活動に取り組めるよう支援します。

事業名等	事業内容	担当課
スポーツ振興と推進体制の充実	地域に根ざしたスポーツを推進するため、体育協会やスポーツ少年団を支援します。また、地域のスポーツの発展に寄与することを目的に、スポーツ推進委員等に、多様なスポーツの指導者を委嘱することにより推進体制の一層の充実を図ります。	生涯学習課

第4章 計画の内容（基本目標3）

事業名等	事業内容	担当課
スポーツイベントの開催	町民の健康増進及び交流機会の提供を目的とした、誰もが気軽に参加できるスポーツの祭典として町民運動会を実施します。また、スポーツをつうじた健康増進と、近隣地域とのコミュニケーションを図るためにウォーキング大会や駅伝大会を実施します。	生涯学習課
学校体育施設開放事業	平日の夜間、土・日曜日等に学校の体育施設を地域住民のスポーツ活動に開放します。	生涯学習課

②心とからだの健康づくり

男女が、自らの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、各種検診や健康相談の実施、学習機会の提供に努めます。また、心の健康づくりのための支援も実施します。

事業名等	事業内容	担当課
特定保健指導事業等の実施	生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、特定健康診査を実施し、その結果により、特定保健指導対象者に対し、生活習慣改善指導を実施します。また、重症化予防のため、糖尿病性腎臓病患者への早期の保健指導を実施します。	保険年金課
検診・健康相談・健康教育の実施	各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診等を実施します。また、生活習慣病及び重症化予防のための講演会、相談、教育を実施します。	保健福祉センター
心の健康づくりの推進	精神保健相談やこころの健康づくり講演会を実施します。また、自殺予防を目的としたゲートキーパー ¹³ 研修会の実施や心の健康づくりカレンダーの作成及びメンタルヘルスチェック「心の体温計」の活用を推進します。	保健福祉センター
食育の推進	食生活改善推進員を中心に、食生活の重要性を啓発し、生活習慣病予防のための正しい栄養・食生活の普及及び地域の健康づくり・食育の普及に努めます。	保健福祉センター
教育相談事業の実施	教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、不安や悩みを持つ児童生徒の心のケアに努めます。	指導室

¹³ ゲートキーパー 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

③妊娠出産に関する健康支援

妊娠出産に関する知識の普及や母子・乳幼児の健康管理の向上を図るための支援に努めます。また、父親が妊娠出産期に主体的に関われるよう、男性が参加しやすい学習機会の提供に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
母子健康手帳交付	妊娠届出を行った妊婦に対して妊娠・出産・育児まで一貫して、健康状態などを記録する手帳を交付します。交付時には全員と面接を行い、妊娠中から今後の生活についての相談や必要なサービスの紹介をします。	保健福祉センター
妊産婦医療福祉費支給制度	妊産婦の方を対象に、所得が基準額以下の場合に、妊娠届出をした（母子手帳交付を受けた）月の属する初日から、出産の翌月末まで、医療費の一部を助成します。	保険年金課
妊産婦健康診査及び妊産婦保健指導の実施	女性のからだに多くの変化を伴う妊娠出産の経過を不安なく過ごせるよう、妊娠中に必要な健康診査の費用を一部助成し妊産婦健康診査の受診率を促します。また、妊産婦やその家族に対し、妊娠出産の悩みについて相談に応じたり、保健指導、家庭訪問等を行います。支援が必要な人には同意を得て関係課や医療機関と連携をとり支援を開始します。	保健福祉センター
マタニティスクール（両親学級）の実施	妊産婦やその夫・家族に対して妊娠・出産・育児についての知識の普及や実技体験をとおして、親になるための準備をする機会を提供します。また、父親の育児参加や参加者同士の仲間づくりを促します。	保健福祉センター
新生児訪問の実施	新生児とその親に対して、成長・発達の確認や育児などについて訪問指導を行います。	保健福祉センター
乳幼児健康診査・乳幼児訪問指導の実施	乳幼児期の総合的な健康診査を実施します（3、4ヶ月児健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・3歳児眼の検診）。また、乳幼児やその親を対象に訪問指導を行います。	保健福祉センター
不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部助成を行います。	保健福祉センター

第4章 計画の内容（基本目標3）

事業名等	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター（母子保健型）運営事業の推進	妊娠期から就学前の子育て期に渡るまで、切れ目のないサポートを行います。妊娠・出産・育児に関する相談の対応や関連機関との連携による支援を行います。	保健福祉センター

施策の方向2. 安心して暮らせる福祉環境の充実

現状と課題

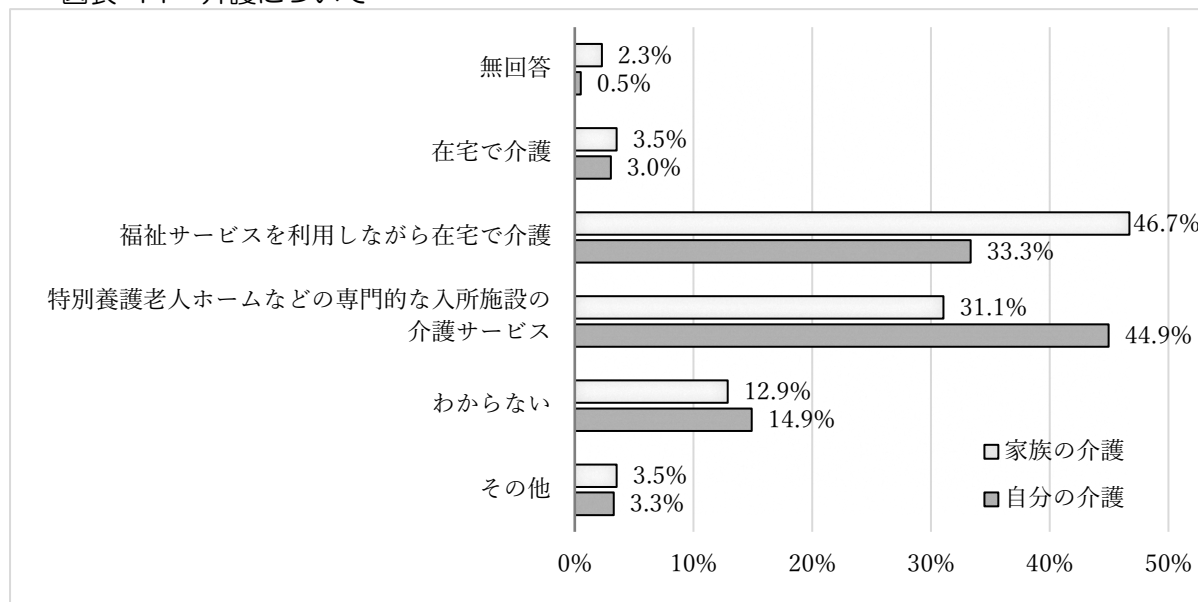
住民アンケート調査結果によると、介護【図表 11】については、家族を介護する立場になった場合においては、「福祉サービスを利用しながら在宅で介護を行う」が最も多く、自分が介護される立場になった場合においては、「特別養護老人ホームなどの専門的な入所施設で介護サービスを受けたい」が最も多くなっています。

本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成31年4月1日現在で42.5%となっており、今後も増加が続く見込みです。

高齢化が進み、高齢者のひとり世帯や高齢者のみの世帯も増加しており、介護の需要も増加しています。高齢者が人として尊重され、地域のなかで生きがいを持って自立した生活ができるよう、社会全体で支える支援体制の整備が求められています。

また、高齢者に限らず、障がい者やひとり親家庭等、生活するうえで様々な困難を抱える方が、家庭や地域のなかで安心して暮らせる環境を整えることは、それを支える人にとっても重要なことです。高齢者や障がい者等とその家族が安心して社会生活が送れるよう、生活支援や自立支援が求められています。

図表 11 介護について



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①高齢者とその家族への支援

高齢者が家庭や地域のなかで安心して暮らせるよう、生きがいつくりや介護予防、生活自立支援等の充実に努めるとともに、必要に応じた高齢者福祉サービス、介護保険サービスを提供します。

また、介護を担う家族に対する負担の軽減を図り、介護は男女がともに担うべき責任と役割があるという意識啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
高齢者福祉情報の一元化	必要な情報を的確に利用できるよう、行政が提供している福祉サービスの情報をリンクした町公式ホームページの充実を図ります。	総務課 関係各課
公共施設の高齢者に対する施設整備	公共施設に高齢者が安心して来所できるよう、施設内の危険箇所を点検し、段差の解消や手すりの設置、高齢者向けトイレリフォームを行うなど施設整備に努めます。	財政課 関係各課
高齢者の社会参加機会の拡大（老人クラブ連合会助成事業）	町内における老人クラブ活動の活性化と、高齢者の社会参加を促進します。老人クラブ連合会女性委員会の移動教室や老人大学、演芸大会開催への支援を行います。	福祉課

第4章 計画の内容（基本目標3）

事業名等	事業内容	担当課
ふれ愛タクシー・福祉バスの運行	交通弱者の移動手段を確保するため、ふれ愛タクシー・福祉バスを運行し、さらなる利便性向上に努めます。	企画課 保健福祉センター
ひとり暮らし高齢者への支援	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、「緊急通報システム」や「愛の定期便」等を活用した見守る体制を整え、支援します。	福祉課
高齢者買い物支援事業	高齢化が進行するなか、交通手段等を理由に生活必需品（衣料品、日用雑貨等）の購入に不便を感じている一人暮らし高齢者等が、地域で安心して暮らせるようドアツードアの買い物支援を行います。	福祉課
高齢者等買い物弱者移動販売事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活に必要な食料品や生鮮産品、日用雑貨等の買い物が困難な状況にある高齢者や障がい者等に対し、地域拠点へ出向いた移動販売を実施します。	福祉課
地域包括支援センター運営事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう包括的及び継続的な支援を行います。また、多様な社会資源を活用できるよう事業を推進します。	福祉課
介護予防事業（地域活動支援事業）の実施	「フリフリ地区運動集会」や「シルバーリハビリ体操」などの住民主体の介護予防活動を推進し、地域活動への積極的な参加やボランティアの育成等を支援します。	保健福祉センター
介護予防事業（一般介護予防事業）の実施	高齢者が要介護状態等になるのを予防するために、各種介護予防教室や講演会、相談等の事業を実施し、一人ひとりのいきがいや自己実現のための活動的な取り組みを支援します。	保健福祉センター 福祉課
介護家族への支援	介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう「介護者のつどい」や介護講演会を実施するとともに、徘徊高齢者家族支援サービスによる支援を行います。	福祉課

②障がい者とその家族への支援

障がいのある方も、家庭や地域社会のなかで安心して生活できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立った配慮と障害者自立支援法に基づくサービスを実施します。

事業名等	事業内容	担当課
障がい者の日常生活の支援	障がい者の自立の幅を広げるために、住宅リフォーム費用の助成や日常生活用具等の購入費用を補助するなど、経済的な支援を行います。	福祉課
障がい者の社会参加支援	障がい者が地域社会のなかで安心して生活し、積極的に社会参加できるよう、移動支援やコミュニケーション支援を行います。	福祉課
理学療法によるリハビリの実施	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、理学療法に基づく身体機能訓練を実施します。	保健福祉センター
短期入所（ショートステイ）事業の実施	自宅で障がい者（児）を介護する方が疾病や冠婚葬祭等により介護ができない場合などに、施設に短期入所し一時的な保護を受けられるサービスを実施します。	福祉課
放課後等デイサービス事業の実施	学校在学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の居場所を提供するとともに、生活能力向上のための訓練等を実施します。	福祉課
障がい者への相談体制の充実	障がい者が家庭や地域社会のなかで安心して生活できるよう、窓口での相談支援のほか、身体障害者相談員や知的障害者相談員などによるピアカウンセリング ¹⁴ を実施するための場を創設します。また、地域活動支援センターⅠ型による相談支援の実施や福祉サービス利用者全員に利用計画書を作成し、安心して福祉サービスが受けられる体制を整えます。	福祉課
重度心身障害者医療福祉費支給制度	身体障害者手帳1・2級、又は3級の内部障がい者に該当する方、療育手帳の判定が『A』又は『マルA』に該当する方、国民年金等の障害年金が1級に該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方などで、所得が基準額以下の場合に医療費の一部を助成します。	保険年金課
重度心身障害者介護慰労金支給制度	在宅の重度心身障がい者を介護する方に介護慰労金を支給します。	福祉課

¹⁴ ピアカウンセリング 同じ職業や障がいを持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリングのこと。

第4章 計画の内容（基本目標3）

③ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の経済的・生活の安定と自立の促進を図るために、関係機関との連携により、相談や必要な支援を行います。

事業名等	事業内容	担当課
児童扶養手当・ひとり親家庭への支援制度に関する情報提供	ひとり親家庭に対し、経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当や各種支援制度の周知と活用促進に努めます。	子育て支援課
要・準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由により公立小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な学用品費、医療費、修学旅行費、学校給食費等の補助を行います。	学校教育課
ひとり親家庭医療福祉費支給制度	ひとり親家庭の母子又は父子の方を対象に、所得が基準額以下の場合に、子が18歳になる学年末まで（重度障がいの場合及び高校在学の場合は20歳まで）医療費の一部を助成します。	保険年金課

